

行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠中や産休・育児復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和2年4月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和2年9月～ 相談員の研修
- 令和3年1月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均8日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和2年7月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に行う
- 令和2年9月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和3年1月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う